

中堅企業を輸出者とする輸出契約に係る
中小企業・農林水産業輸出代金保険の取扱いについて

令和7年1月16日 25 - 制度 - 00001

沿革 令和7年12月22日 一部改正

輸出契約のうち、中堅企業（常時使用する従業員の数が2,000人以下の会社及び個人であって、中小企業・農林水産業輸出代金保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00048。以下「運用規程」という。）第2条第1号イからへまでのいずれにも該当しない者をいう。以下同じ。）を輸出者とするものに対する中小企業・農林水産業輸出代金保険については、下記のとおり取り扱う。

記

（中堅企業輸出代金保険特約）

第1条 中堅企業を輸出者とする輸出契約について中小企業・農林水産業輸出代金保険の申込みを行おうとする者は、当該申込み時にその旨を日本貿易保険に申告しなければならない。この場合、日本貿易保険は保険証券に別添の中堅企業輸出代金保険特約（以下、「中堅企業特約」という。）を付して保険契約を締結するものとする。

（適格被保険者等）

第2条 保険契約に中堅企業特約を付す場合にあつては、運用規程第2条第1号中「保険契約の申込み時に以下のイからへまでのいずれか1つ以上に該当する者」とあるのは、「保険契約の申込み時に中堅企業（常時使用する従業員の数が2,000人以下の会社及び個人であつて以下のイからへまでのいずれにも該当しない者をいう。）に該当する者」と読み替える。

（特約付帯漏れに係る訂正）

第3条 保険契約者が、中小企業・農林水産業輸出代金保険に係る保険申込み時に第1条に規定する申告を行わなかった場合であつて、保険契約締結後に中堅企業特約の付帯を希望するときは、中小企業・農林水産業輸出代金保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00005）第38条に基づき日本貿易保険がそのホームページにおいて対外的に周知する様式による中小企業・農林水産業輸出代金保険訂正承認申請書を日本貿易保険に提出しなければならない。この場合において、日本貿易保険は、被保険者が保険申込み時において中堅企業に該当していた場合に限り、中堅企業特約の付帯を保険契約締結日にさかのぼって承認するものとする。内容変更等通知期限後に当該申請が行われた場合についても同様とする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、令和8年2月2日から実施する。

(別添)

中堅企業輸出代金保険特約

中小企業・農林水産業輸出代金保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00005。以下「約款」という。）第1条の規定にかかわらず、本特約により、貿易保険法（昭和25年法律第67号）の規定に基づく普通貿易保険のうち、輸出者が中堅企業である輸出契約に係るものについて、同約款を適用する。なお、中堅企業とは、常時使用する従業員の数が2,000人以下の会社及び個人であって、約款第1条に掲げる中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者をいう。）、資本金の額若しくは出資の総額が10億円未満の会社（中小企業者を除く。）、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づく法人、森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づく法人、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づく法人、輸出水産業の振興に関する法律（昭和29年法律第154号）に基づく法人又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく法人のいずれにも該当しない者をいうものとする。